

老人保健施設すずかけの里 訪問リハビリテーション重要事項説明書

(令和6年6月1日改正)

1. 当事業所の概要

事業所名	老人保健施設すずかけの里
所在地	青森市里見2丁目13番1号
電話番号	017-761-1111
FAX 番号	017-761-1112
事業所番号	0250180148
サービス実施地域	青森市内一円

2. 職員体制

職種(資格)	人数	業務内容
管理者(医師)	1人※	事業所の管理
作業療法士又は言語聴覚士	1人以上※	訪問リハビリテーションの提供

※介護老人保健施設兼務

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日です。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、土曜日は午前8時30分から午後12時までです。
- (3) 緊急時等は営業時間以外でも、電話等により24時間常時受付ができます。相談の上、上記以外でも訪問を実施することがあります。

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的

当事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

運営の方針

- (1) 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (2) 自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- (4) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- (5) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、適切なリハビリテーション技術をもってサービスの提供を行います。
- (6) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- (8) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
- (9) 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとします。

5. 訪問リハビリテーションサービスの内容

- (1) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。
- (3) 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
- (4) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- (5) それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

6. 利用料金

利用料【介護保険負担割合 1 割・2 割・3 割負担の方】

	金額			内容
	1 割	2 割	3 割	
訪問リハビリテーション費 (20 分あたり)	308 円	616 円	924 円	利用者又はその家族等利用者の看護に当たる方に対して 1 回あたり 20 分以上の指導を行った場合算定されます。

各種加算等【介護保険負担割合 1 割・2 割・3 割負担の方】

加算等	金額			内容
	1 割	2 割	3 割	
サービス提供体制強化加算 I (20 分あたり)	6 円	12 円	18 円	訪問リハビリテーション従事者の中で、勤続年数 7 年以上の者がいた場合、算定されます。
サービス提供体制強化加算 II (20 分あたり)	3 円	6 円	9 円	訪問リハビリテーション従事者の中で、勤続年数 3 年以上の者がいた場合、算定されます。
リハビリ計画未診療実施減算 (20 分あたり)	-50 円	-100 円	-150 円	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わない場合、減算されます。

- (1) 支払いは毎月 10 日頃までに前月分の利用料を現金集金しています。
- (2) 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

7. その他の費用について

- (1) 交通費は請求しません。
- (2) キャンセル料は請求しません。

8. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始 まず、電話等で申し込んでください。当事業所の職員が伺います。
 - ・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員又は、地域包括支援センターと相談してください。
- (2) サービスの終了
 - ①利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する 7 日前までに申し出てください。
 - ②当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事由によりサービスの提供を終了する場合は、1 か月前までに口頭で伝え、更に終了 7 日前までに文書で通知します。
 - ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので相談してください。）
 - ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者や家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する場合があります。

9. 相談・苦情窓口

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

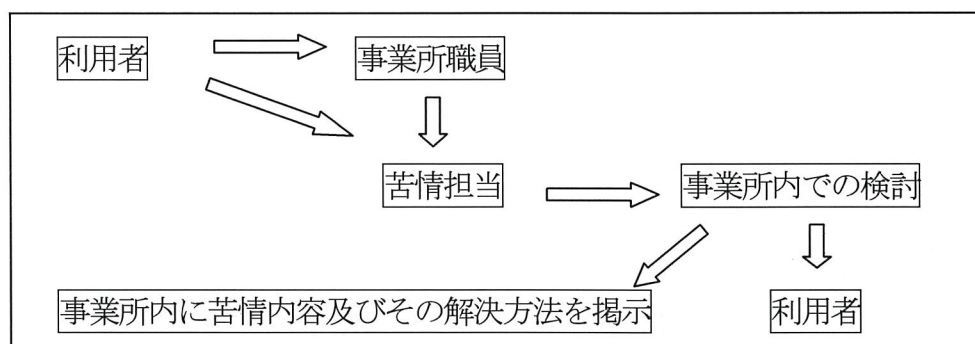
担当者 佐井 謙太

電話/FAX 017-761-1111 / 017-761-1112

受付日 年中（ただし12月29日～1月3日を除く）

時 間 8:30～17:00 ※担当者が不在の場合でも、職員が受け付けいたします。

(2) 苦情処理フロー



(3) 居宅介護支援提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市福祉部介護保険課	所在地：青森市新町1丁目3番7号 電話番号：017-734-5257 受付時間：午前8時30分～午後6時 （土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く）
	青森県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地：青森市新町2丁目4番1号 電話番号：017-723-1301 受付時間：午前8時30分～午後5時 （土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く）
	青森県運営適正化委員会	所在地：青森市中央3丁目20番30号 電話番号：017-731-3039 受付時間：午前8時30分～午後5時（月曜日～金曜日）

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医、救急隊、家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

主 治 医	医療機関名	
	主治医	
	電話番号	
介護支援専門員等	事業所名	
	担当者名	
	電話番号	
家 族	氏 名	
	連 絡 先 ()	
	連 絡 先 ()	
	氏 名	
	連 絡 先 ()	
	連 絡 先 ()	

11. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

12. 秘密の保持について

当事業所の従業者及び従業者であったものは、正当な理由がなく利用者及び家族の秘密を漏らしません。又、職員である間及び退職した場合にあっても利用者及び家族の秘密を漏らすことがないよう、就業規則に定めています。

また、利用者又は家族に関する個人情報の利用目的を別記1のように定め、適切に扱います。利用者及び家族の情報を提供する場合には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

13. 虐待の防止について

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する責任者：佐井 謙太

(別記 1)

個人情報の利用目的

老人保健施設すずかけの里訪問リハビリテーションでは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への、訪問リハビリテーションの提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

<当事業所が保有する個人情報の利用目的>

当事業所は、訪問リハビリテーションの申込み、訪問リハビリテーションの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・家族への心身の状況説明、記録・台帳の作成等といった訪問リハビリテーションの提供のために必要に応じて利用します。

また、利用者の個人情報は、訪問リハビリテーションの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保健施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出及び照会への回答
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ 学会、研究会等匿名での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

事業所 老人保健施設すずかけの里
青森市里見2丁目13番1号

担当者_____

私は、本書面により、事業者から訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、その内容に対して同意いたします。また、別記1により説明を受けた利用目的に沿った個人情報の利用に関しては、サービス利用上必要であると認め、これを利用することに同意いたします。

(令和 年 月 日)

利用者
住所

名前_____印

代理人（続柄 ）
住所

名前_____印

老人保健施設すずかけの里 介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

(令和6年6月1日改正)

1. 当事業所の概要

事業所名	老人保健施設すずかけの里
所在地	青森市里見2丁目13番1号
電話番号	017-761-1111
FAX 番号	017-761-1112
事業所番号	0250180148
サービス実施地域	青森市内一円

2. 職員体制

職種(資格)	人数	業務内容
管理者(医師)	1人※	事業所の管理
作業療法士又は言語聴覚士	1人以上※	介護予防訪問リハビリテーションの提供

※介護老人保健施設兼務

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日です。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、土曜日は午前8時30分から午後12時までです。
- (3) 緊急時等は営業時間以外でも、電話等により24時間常時受付ができます。相談の上、上記以外でも訪問を実施することがあります。

4. 事業の目的と 運営の方針

事業の目的

当事業は、高齢者が要支援状態となった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

運営の方針

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (2) 自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- (5) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、適切なリハビリテーション技術をもってサービスの提供を行います。
- (6) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
- (9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとします。

5. 介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容

- (1) サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）にそって作成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。
- (3) 介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
- (4) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- (5) それぞれの利用者について、指定介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

6. 利用料金

利用料【介護保険負担割合 1 割・2 割・3 割負担の方】

	金額			内容
	1 割	2 割	3 割	
介護予防訪問リハビリテーション費 (20 分あたり)	298 円	596 円	894 円	利用者又はその家族等利用者の看護に当たる方に対して 1 回あたり 20 分以上の指導を行った場合算定されます。

各種加算等【介護保険負担割合 1 割・2 割・3 割負担の方】

加算等	金額			内容
	1 割	2 割	3 割	
サービス提供体制強化加算 Ⅰ（20 分あたり）	6 円	12 円	18 円	訪問リハビリテーション従事者の中で、勤続年数 7 年以上の者がいた場合、算定されます。
サービス提供体制強化加算 Ⅱ（20 分あたり）	3 円	6 円	9 円	訪問リハビリテーション従事者の中で、勤続年数 3 年以上の者がいた場合、算定されます。
リハビリ計画診療未実施減算（20 分あたり）	-50 円	-100 円	-150 円	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わない場合、減算されます。
長期利用に対する減算（1 回あたり）	-30 円	-60 円	-90 円	利用開始月から 12 か月を超えて、利用を継続する場合に減算されます。

- (1) 支払いは毎月 10 日頃までに前月分の利用料を現金集金しています。
- (2) 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

7. その他の費用について

- (1) 交通費は請求しません。
- (2) キャンセル料は請求しません。

8. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始 まずは、電話等で申し込んでください。当事業所の職員が伺います。
 - ・介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に、地域包括支援センター又介護支援専門員と相談してください。
- (2) サービスの終了
 - ①利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する 7 日前までに申し出てください。
 - ②当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事由によりサービスの提供を終了する場合は、1 か月前までに口頭で伝え、更に終了 7 日前までに文書で通知します。
 - ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合。（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので相談してください。）
 - ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者や家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する場合があります。

9. 相談・苦情窓口

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

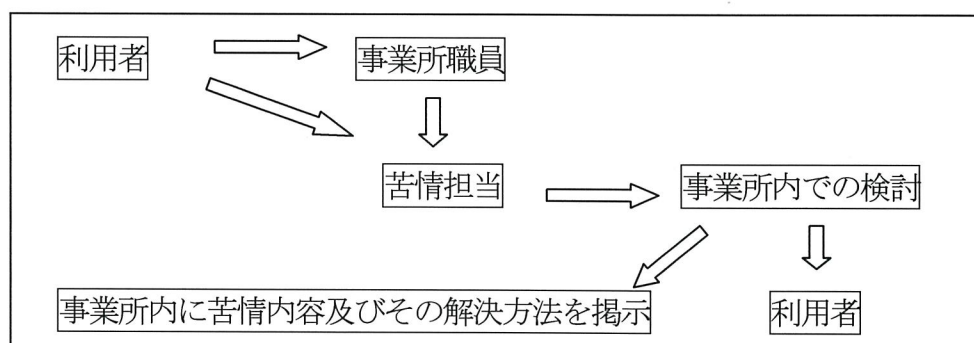
担当者 佐井 謙太

電話/FAX 017-761-1111 / 017-761-1112

受付日 年中（ただし12月29日～1月3日を除く）

時 間 8:30～17:00 ※担当者が不在の場合でも、職員が受け付けいたします。

(2) 苦情処理フロー



(3) 居宅介護支援提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市福祉部介護保険課	所在地：青森市新町1丁目3番7号 電話番号：017-734-5257 受付時間：午前8時30分～午後6時 （土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く）
	青森県国民健康保険団体連合会介護保険課	所在地：青森市新町2丁目4番1号 電話番号：017-723-1301 受付時間：午前8時30分～午後5時 （土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く）
	青森県運営適正化委員会	所在地：青森市中央3丁目20番30号 電話番号：017-731-3039 受付時間：午前8時30分～午後5時（月曜日～金曜日）

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医、救急隊、家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

主 治 医	医療機関名	
	主治医	
	電話番号	
介護支援専門員等	事業所名	
	担当者名	
	電話番号	
家 族	氏 名	
	連 絡 先 ()	
	連 絡 先 ()	
	氏 名	
	連 絡 先 ()	
	連 絡 先 ()	

11. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

12. 秘密の保持について

当事業所の従業者及び従業者であったものは、正当な理由がなく利用者及び家族の秘密を漏らしません。又、職員である間及び退職した場合にあっても利用者及び家族の秘密を漏らすことがないよう、就業規則に定めています。

また、利用者又は家族に関する個人情報の利用目的を別記1のように定め、適切に扱います。利用者及び家族の情報を提供する場合には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

13. 虐待の防止について

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する責任者：佐井 謙太

(別記 1)

個人情報の利用目的

老人保健施設すずかけの里介護予防訪問リハビリテーションでは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への、介護予防訪問リハビリテーションの提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

<当事業所が保有する個人情報の利用目的>

当事業所は、介護予防訪問リハビリテーションの申込み、介護予防訪問リハビリテーションの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・家族への心身の状況説明、記録・台帳の作成等といった介護予防訪問リハビリテーションの提供のために必要に応じて利用します。

また、利用者の個人情報は、介護予防訪問リハビリテーションの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・特別養護老人ホーム等の介護保健施設入所時の照会への回答
- ・審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・保険者への相談、届出及び照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出
- ・外部監査機関への情報提供
- ・学会、研究会等匿名での事例研究発表
- ・学生等の実習、研修への協力のため

令和 年 月 日

介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

事業所 老人保健施設すずかけの里
青森市里見2丁目13番1号

担当者_____

私は、本書面により、事業者から介護予防訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、その内容に対して同意いたします。また、別記1により説明を受けた利用目的に沿った個人情報の利用に関しては、サービス利用上必要であると認め、これを利用することに同意いたします。

(令和 年 月 日)
利用者
住所

名前_____印

代理人（続柄 ）
住所

名前_____印